

市民後見推進事業の概要

市区町名	館山市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
	委託先名： 委託内容：
事業内容	<p>成年後見制度の担い手不足及び金銭等の諸問題を解決していくために、市と地域包括支援センターで「成年後見検討会」を毎月開催。 今後、市民後見人養成講座の開催していくために、まずは前段階準備として、成年後見制度・市民後見人に関する研修会を開催し、制度理解及び周知を図っていく。</p> <p>※参考 館山市成年後見制度普及啓発事業実施要領</p> <p>1 目的 認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、また制度に関する理解を広げるために、普及啓発及び情報提供を行う。併せて、市民が成年後見制度について関心を持ち、被後見人により近い立場から市民後見活動の担い手となるような、人材育成へ繋がっていく体制を整備していく。</p> <p>2 対象者 市民、福祉関係者等</p> <p>3 事業・実施内容 (1) 成年後見制度・市民後見人に関する研修会の開催 ・成年後見・市民後見に熟知した専門の講師を招き、市民や福祉関係者向けの研修会を開催し、知識を深める。 (2) 福祉関係者等との連携・協力 ・研修会や実践事例などを通して、相互に相談・協力できるネットワークをつくる。そして、円滑に成年後見制度が利用でき、利用者が地域で安心して暮らせるよう支援する。 (3) 成年後見制度に関する広報及び啓発 ・市の広報紙を活用し、周知する。 ・認知症サポーター養成講座や各種研修会、地区での行事などで、パンフレットの配布や、成年後見制度についての説明を行う。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>【成年後見・市民後見人講演会開催】</p> <p>・ 27.3.13 開催</p> <p>「成年後見講演会」(PAC 法律事務所 佐藤彰一弁護士)</p> <p>・ 成年後見と意思決定支援について</p> <p>・ 市民後見人について</p>
備考	